

緊急通報システムについて（概要）

1. 緊急通報システムとは

- ・ 24時間いつでも、急病・けがなどの緊急時に装置のボタンを押すと、可児市が委託しているあんしんセンターに通報され、相談員（看護師や保健師）が対応します。
- ・ 緊急通報システム装置には、固定型と携帯型があります。

固定型

- ・ 固定型は、装置本体及びペンダントのセットです。
- ・ 装置本体には緊急時用の「緊急ボタン」及び相談用の「相談ボタン」がついています。ペンダントには「緊急ボタン」のみがついています。ペンダントを使って通報はできますが、会話はできません。
- ・ NTTのアナログ電話回線の使用が基本です。回線の種類によっては使用できない場合がありますので、お問い合わせください。



携帯型（あんしんペンダント）

- ・ ペンダントひとつで、自宅のどこからでも通報と会話ができます。
- ・ 電話回線が必要ありません。



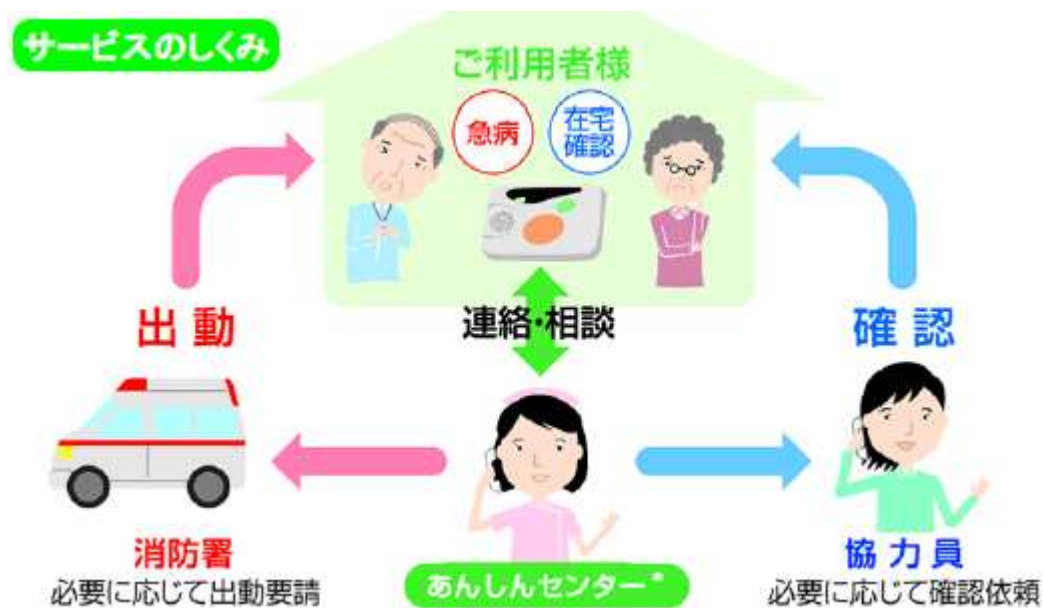
2. サービスの対象となる方

- 65歳以上でひとり暮らしの方
- 65歳以上の高齢者世帯で、どちらかがねたきり等身体虚弱等の方
- 65歳未満のひとり暮らしで、ねたきり等身体虚弱等の方

3. 利用料について

- 住民税非課税世帯 = 無料
- 住民税課税世帯 = 月額 300 円

4. サービスの具体的な利用方法について



1. 緊急時

利用者は体の調子がおかしいと感じたら、「緊急ボタン」を押します。ボタンを押すとあんしんセンターに接続されます。

あんしんセンターの相談員が利用者に呼びかけますので、利用者が状況を伝えます。あんしんセンターから、必要に応じて消防署へ出動要請を行います。また、必要に応じて協力員に状況確認を依頼します。

2. あんしんセンターに体調などを相談できます

- ・利用者は緊急時でない場合でも、健康、生活相談をすることができます。

3. 伺い電話について

- ・定期的（月1回程度）にあんしんセンターの相談員から、利用者宅へ伺い電話（安否確認）を行っています。そのため、固定電話か携帯電話は必ずご用意していただく必要があります。

5. 協力員について

- ・通報があったが利用者の応答がない場合等、利用者宅へ見に行ってもらうようお願いする場合があります。原則ご近所の方3名の登録をお願いします。
- ・月1回の伺い電話で何日も留守の場合、入院していないかなど利用者の行き先を、協力員さんにおたずねする場合があります。

お問い合わせ先

< 担当課 > 可児市役所 高齢福祉課

0574 - 62 - 1111（代表）